

会 議 記 録			
会議の名称	京都スタジアム（仮称） 検討特別委員会		会議場所 全員協議会室
			担当職員 鈴木
日 時	平成28年9月16日（金曜日）	開 議	午後 1時30分
		閉 議	午後 2時46分
出席委員	小島 平本 三上 山本 福井 齊藤 菱田 馬場 藤本 木曾 湊 石野		
執行機関出席者			
事務局出席者	門事務局長、山内次長、船越副課長、鈴木議事調査係長、三宅主任、池永主任		
傍 聴	市民9名	報道関係者2名	議員8名（酒井、富谷、小川、奥野、田中、並河、竹田、小松）

会 議 の 概 要

13:30

1 開議（小島委員長あいさつ）

<小島委員長>

報道機関から撮影申請が出ており許可するが、異議はないか。
異議なし

2 事務局日程説明

[事務局長 説明]

3 所管分付託議案審査（説明～質疑）

（1）議第1号議案

亀岡市における京都府の専用球技場のための亀岡駅北土地区画整理事業組合用地買収についての住民投票に関する条例の制定について

<小島委員長>

発議者である酒井議員の説明を受け、審査を行う。

[酒井議員 説明者席に着席]

[酒井議員 説明]

- ・ 現段階で正確な情報を市民に広く発信し、亀岡市の将来について考えていただく機会とすることで民主的な亀岡市政の発展につながる。
- ・ 市長及び議会は住民投票の結果を尊重しなければならないという規定があるが、その結果により判断が拘束されるものではない。議会制民主主義と対立するものではない。
- ・ 状況が明らかでなかった平成23年度に組織的に集められた約5万6000筆の署名を政治判断の根拠とされてきた。大きく状況が変わった中で、現状をしっかりと出したうえで、市民の意思を把握する必要がある。

<小島委員長>

審査については、本条例の内容に沿った質問・答弁を行うよう、また、議論が議題外にならないよう十分ご留意いただきたい。

三上委員については、当該議案の発議者であるので、議案に対する質疑は行えないので確認いただきたい。

[質疑]

<馬場委員>

この条例の目的は亀岡駅北土地区画整理事業組合用地買収の可否について住民の意思を明らかにすることとされているが、住民投票は市長が買収の意思を表明した時に実施するのか、予算計上された時に実施するのか、どちらであるのか。

<酒井議員>

第4条に施行日から3カ月以内に住民投票を実施することと定めている。予算が提案される前に市民の意思を確認するべきものと考えている。決まっただけでは全く意味がない。

<馬場委員>

正確な情報を基に市民の議論を喚起することには賛同する。現段階では正確な情報提示はどのような段階にあると考えるか。私はスタジアム標準については様々な疑問を持っている。

<酒井議員>

執行部は分かっていることは全て出していると説明している。根拠となる元の情報をそのまま市民に伝えるという意味である。

<馬場委員>

第11条第4項に「市長は、前3項に規定する情報の提供および情報の提供に関する施策の実施に当たっては、公平性の保持に努めなければならない。」と規定されているが、事業を進めるうえで何を担保に公平性の保持に努めなければならないと考えるのか。

<酒井議員>

判断の根拠をそのまま出していただくということである。もし、偏った情報であるならば、市民の意思表示の際の判断の妨げになる。

<馬場委員>

第11条第4項は義務規定なのか。

<酒井議員>

努力規定であろうと義務規定であろうと違いはないと考える。執行部の出す情報が変わるというのではなく、そのようにしていただかなければならないものである。

<木曾委員>

京都府からの財政支援がない場合には白紙に戻すという答弁が本会議であったように思う。京都府の判断を待つのが良いのではないかと考える。

<酒井議員>

京都府は実施設計等業務の委託先を募集している。用地は買収する方向に進んでいるので、先に住民投票をしておかないといけない。京都府の財政支援の判断を待たずに実施するべきだと考える。

<木曾委員>

京都府の予算の状況を待つのがよいと考えるがどうか。

< 酒井議員 >

亀岡市として買収することが決まる前に意思表示することができればよい。

< 馬場委員 >

議会制民主主義と直接民主主義の対立はないと考えるのか。

< 酒井議員 >

その通り。

< 木曾委員 >

確定していない部分を市民に問うと混乱してしまうのではないかと心配する。重要なことであるが、議会の中で予算審査により決定するののも一つの方法だと考える。住民投票をすることはもう少し慎重に扱うべきと考える。

< 酒井議員 >

予算提案の後に実施しても意味がない。それまでに住民投票を実施できるのであればよい。これまでは政治判断の根拠を5万6000筆の署名とされてきた。何をするか判断の根拠は市民の意思にあるということから考えると、新たな状況が出てきた段階で市民はどう考えているかを問わないと根拠がないことになる。市を発展させる方法は様々あるが、その中でこれが必要だということを示していくには、市民負担やどのようなものができるかについて表していく必要があると考える。予算計上の前に市民の意思を確認しておくべきと考えるものであり提案したものである。

< 藤本委員 >

全議員に発議者になるようにあたられたのか。

< 酒井議員 >

議案の範囲内の答えに留めておく。

< 小島委員長 >

以上で質疑を終了する。

[酒井議員 説明者席から退席（傍聴席へ）]

[自由討議]

< 小島委員長 >

自由討議を実施することについて意見は。

< 福井委員 >

実施することでよい。

< 小島委員長 >

自由討議を実施することとする。

全員了

< 福井委員 >

住民投票を実施すると費用が約2千万円かかる。イギリスの例のように、国民投票実施後は住民間に壁が出てくる可能性がある。スタジアムは府、市一体で進めるべきものであり、住民投票を実施することが適当であるのか。京都府は実施設計等業務の委託先を公募しており、その内容が出てこない正確な情報を市民に示すことができない。住民投票の結果は、議会が反映する

義務は法的にはないとされているが、この特別委員会には市の重要な案件を審査していくという責任の重さがある。住民に賛否を問う住民投票の重さを議会が参考にしない訳にはいかない。これらのことから住民投票について、現段階では時期、状況からみても実施するものではないと考える。この特別委員会は議員の意思により立ち上げたものである。重要な案件を審査するための委員会を立ち上げた議員の一人である三上委員が、なぜ住民に意思を問う住民投票を実施されようとしているのか分からない。また、この特別委員会は様々な情報を集めて議論していく場であるので、この条例案を付託すべきではなかったと考えている。

< 藤本委員 >

この条例が多くの方の市民の意見として出てきたものなのかどうか。発議者も議員の半数以上ないものであり、実施すべきではないと考える。議員が責任を持って臨むべきものである。

< 木曾委員 >

条例案の賛否がどうであったとしても、特別委員会の議論は進めていかなければならないものとする。賛成、反対ではなくお互い議論する立場で議論して、市民に分かるように進めなければならない。自由討議ではこのようなことを活発に述べていく必要がある。特別委員会の設置時の議論は尊重すべき。内容が分からない状況で住民投票を実施することは、市民にとっては不可解に思われるかもしれないので、賛成、反対の立場を超えて慎重になるべきだと考える。

< 湊委員 >

議論を慎重に実施していくために特別委員会は設置された。スタジアム建設の議論がある中で市議会議員選挙も実施された。このような中、本議案を提案されたことは不思議に思う。私には提案された意図が分からない。特別委員会の中で議論していきたい。

< 山本委員 >

住民投票で意思を確認するには情報が無い。関心のある方が投票に行かれて、結果が偏ってしまうのではないかと。特別委員会ですっかりと議論していかなければならない。

< 菱田委員 >

5万6000筆の署名にはラグビーをしている子どもたちのものもあった。この署名も住民投票もどちらも重たいものであり、慎重に扱わなければならない。署名を集めた際にはスタジアムを造る場所についての内容はなかった。それに対する5万6000筆の署名は重たいと考える。

< 三上委員 >

福井委員の意見は一定理解できる。この条例案はどの委員会に付託されるか分からない中で提案したものであった。重要な案件であり、全員の特別委員会を実施してもよいと考える。この住民投票条例案はスタジアムの賛否を問うものではない。スタジアム建設を推進している議員も、昨日までに行われた一般質問では、財政面を心配する内容があった。市の財政支出について問うものである。

< 齊藤委員 >

住民投票の一票には重きを置かなければならない。議会は3年半もスタジア

ムについて議論してきており、議会は何をしているのかと言われてしまう。スタジアムについてはこれから発注していくものであり、説明しようにもその内容がない。市民には14億円をかけ別枠で土地を購入したということしか伝わらないのではないか。府がどれだけ支援するかを特別委員会で議論して結論を出さないと混乱を来すだけである。このため十分に市民に説明していかなければならない。専門家会議の意見は聴くべきである。

< 藤本委員 >

専門家会議の意見を聴いて市長は判断しているので、今住民投票により是非を問うことは混乱を招く恐れがある。このため、住民投票を行うのはふさわしくない。市長は情報をいち早く提供しており、足りないのであればさらに説明を求めればよい。

< 馬場委員 >

スタジアム予定地近隣の住民には一切説明がないことはどういうことなのか。14億円で土地を買収してそこがだめになり、検証もなくまたお金を出していくこととされている。財政について市民の考えを聴こうというものである。市民の意思をしっかりと問うという点では是とできるものであると考える。

< 齊藤委員 >

スタジアム建設をやめるとなったらどうするかを考えていただきたい。

< 馬場委員 >

一からやり直すのが一番だと考える。

< 石野委員 >

議員は市民から負託を受けて、理事者からの説明により議論している。これから進めていく中で、市民の意見を聴いていくことは可能であり、住民投票は必要ないと考える。

< 三上委員 >

どうしてもスタジアムの是非に論点がいつてしまうようである。発議者になろうと考えたのは、市の発展と市民の福祉向上に寄与するという点からである。これを考えた時に市民が何を選ぶのかということである。スタジアムの是非ではなく、亀岡市の財政やお金の使い方を市民に分かってもらわなければならないと考える。このような情報を出して住民投票を行いたい。

< 齊藤委員 >

今の意見はこの条例案には書かれていない。その内容は当たり前のことである。何もせずに右肩下がりになる亀岡市にしてもよいのかということである。

< 福井委員 >

現実的に今の状態で住民投票を実施したら、どれだけ訴えていってもスタジアムそのものの是非にしかならない。財政的なことやスタジアムの設計が分からないと、正確な是非が問えない。

< 三上委員 >

それぞれ見解が違う。混乱を招くとはどういう意味か。

< 齊藤委員 >

十二分にこの特別委員会で情報を得て議論しなければ、中途半端になり混乱を招くという意味である。

< 湊委員 >

議会制民主主義により選ばれた私たちが、特別委員会でしっかりと議論して

いくことが大切である。私たちも市民から厳しい意見を聴いている。私は推進する立場であり風当りは大変厳しいものがある。その人たちを含め市民の意見をしっかりと聴き、議会の中で意見を戦わしていくことが民主主義である。このため、住民投票を実施することの意図が分からない。議論をオープンにしていけばよい。

4 討論～採決

< 三上委員 >

議第1号議案に賛成する。重大な変更がなされようとしている。予算編成作業に入る前に市民の意思を問うためには、住民投票の時期は今であると考えられる。実施するという方向性は変わっていないが方法は変わった。市民に意思を問うために賛成とする。

< 湊委員 >

議第1号議案に反対する。酒井議員は正確な情報を市民に伝えることについて言及されたが、行政が出す情報は必ずしも正確だとは言い切れない。その伝え方で担保が取れると考える。住民投票実施は議会制民主主義に反するものではないとの意見であったが、この特別委員会自体は何であるのかということになる。5万6000筆の署名は以前のものであるとのことであったが、その内容はそもそもスタジアムを建設するというものであった。このため、本条例案とは関係のないものである。

< 木曾委員 >

議第1号議案に反対する。確実な情報を踏まえた中、住民投票を実施するものであればよいが、十分に情報を伝達することができないまま実施してしまうと安易な結果を招くのではないかとすることを危惧する。財政面やアユモドキの件も十分この特別委員会で議論していくこととなる。情報が出てくる時期まで様子を見る必要がある。今住民投票を実施するのは時期尚早である。

< 藤本委員 >

議第1号議案に反対する。住民投票は適さない。今、住民投票を実施すれば、是非を問うものと勘違いされる恐れがある。

< 齊藤委員 >

議第1号議案に反対する。亀岡市の財政を立て直すためにスタジアムは必ず必要だと信念を持っている。

[採決]

・ 議第1号議案

亀岡市における京都府の専用球技場のための亀岡駅北土地区画整理事業組合用地買収についての住民投票に関する条例の制定について

否決・賛成少数（賛成：三上委員、馬場委員）

< 小島委員長 >

委員長報告について意見は。
意見なし

< 小島委員長 >

委員長報告は正副委員長に一任願う。

5 その他

(1) 議会だよりの掲載事項について

[事務局説明]

<小島委員長>

議会だよりの掲載事項について意見は。

意見なし

<小島委員長>

正副委員長に一任願う。

<木曾委員>

特別委員会に課された責任は非常に大きい。市長にいささかの遅延もなく情報提供いただくよう委員長から厳しく申し入れをしていただきたい。

<小島委員長>

各委員の意見の中で、特別委員会のあり方を十分に考えなければならないと感じている。

<馬場委員>

場合によっては参考人制度も考慮して委員会を運営いただきたい。

14 : 46